

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

※給付(支給)制限中の給付割合に応じたサービスコードを使用してください。

※項目に「※」のある単位数を使用する算定を行う場合には、サービスコードの設定が必要になります。
サービスコードの登録は日数を要しますので、事前に市にご連絡ください。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1001	訪問型独自サービスⅠⅠ(7割)	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1176単位	1,176	1月につき
A3	1005	訪問型独自サービスⅠⅠ日割(7割)		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39	1日につき
A3	1011	訪問型独自サービスⅠⅡ(7割)	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349	1月につき
A3	1015	訪問型独自サービスⅠⅡ日割(7割)		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77	1日につき
A3	1021	訪問型独自サービスⅠⅢ(7割)	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727	1月につき
A3	1025	訪問型独自サービスⅠⅢ日割(7割)		要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123	1日につき
A3	1180	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ(7割)	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ日割(7割)		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A3	1181	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅡ(7割)		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅡ日割(7割)		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A3	1182	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅢ(7割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37	1月につき
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅢ日割(7割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	1単位減算	-1	1日につき
A3	1192	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ(7割)	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
A3	※	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ日割(7割)		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A3	1193	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ(7割)		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A3	※	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ日割(7割)		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A3	1194	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅢ(7割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37	1月につき
A3	※	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅢ日割(7割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	1単位減算	-1	1日につき
A3	1111	訪問型独自サービス同一建物減算ⅠⅠ(7割)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	-118	1月につき
A3	1112	訪問型独自サービス同一建物減算ⅠⅡ(7割)			所定単位数の10%減算	-235	1月につき
A3	1113	訪問型独自サービス同一建物減算ⅠⅢ(7割)			所定単位数の10%減算	-373	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割Ⅰ(7割)			所定単位数の10%減算		1日につき
A3	1183	訪問型独自サービス同一建物減算ⅡⅠ(7割)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算	-176	1月につき
A3	1184	訪問型独自サービス同一建物減算ⅡⅡ(7割)			所定単位数の15%減算	-352	1月につき
A3	1185	訪問型独自サービス同一建物減算ⅡⅢ(7割)			所定単位数の15%減算	-559	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割Ⅰ(7割)			所定単位数の15%減算		1日につき
A3	1186	訪問型独自サービス同一建物減算ⅢⅠ(7割)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算	-141	1月につき
A3	1187	訪問型独自サービス同一建物減算ⅢⅡ(7割)			所定単位数の12%減算	-282	1月につき
A3	1188	訪問型独自サービス同一建物減算ⅢⅢ(7割)			所定単位数の12%減算	-447	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割Ⅲ(7割)			所定単位数の12% 減算		1日につき
A3	1189	訪問型独自サービス特別地域加算Ⅰ(7割)	特別地域加算		所定単位数の15%加算	176	1月につき
A3	1190	訪問型独自サービス特別地域加算Ⅱ(7割)			所定単位数の15% 加算	352	1月につき
A3	1191	訪問型独自サービス特別地域加算Ⅲ(7割)			所定単位数の15% 加算	559	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス特別地域加算日割(7割)			所定単位数の15% 加算		1日につき
A3	1121	訪問型独自サービスⅠ 小規模事業所加算(7割)	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	118	1月につき
A3	1129	訪問型独自サービスⅡ 小規模事業所加算(7割)	所定単位数の 10%加算		所定単位数の10%加算	235	1月につき
A3	1137	訪問型独自サービスⅢ 小規模事業所加算(7割)			所定単位数の10%加算	373	1月につき

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

※給付(支給)制限中の給付割合に応じたサービスコードを使用してください。

※項目に「※」のある単位数を使用する算定を行う場合には、サービスコードの設定が必要になります。
サービスコードの登録は日数を要しますので、事前に市にご連絡ください。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	※	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割(7割)		所定単位数の10% 加算		1日につき
A3	1151	訪問型独自サービスⅠ 中山間地域等提供加算(7割)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5%加算	所定単位数の5%加算	59	1月につき
A3	1159	訪問型独自サービスⅡ 中山間地域等提供加算(7割)		所定単位数の5%加算	117	1月につき
A3	1167	訪問型独自サービスⅢ 中山間地域等提供加算(7割)		所定単位数の5%加算	186	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割(7割)		所定単位数の5%加算		1日につき
A3	※	虐待防止未実施, 同一建物減算, 特別地域加算, 小規模事業所加算, 中山間地域等提供加算のうち, 複数該当する場合				
A3	1031	訪問型独自サービス初回加算(7割)	ハ 初回加算		200単位 加算	200 1月につき
A3	1041	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(7割)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100 1月につき
A3	1042	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(7割)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200 1月につき
A3	1030	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位 加算	50 月1回限度
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ(7割)	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ(7割)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ(7割)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ(7割)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1(7割)		(5)(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	―所定単位数の221/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2(7割)		(5)(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	―所定単位数の208/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3(7割)		(5)(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	―所定単位数の200/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4(7割)		(5)(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	―所定単位数の187/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5(7割)		(5)(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	―所定単位数の184/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6(7割)		(5)(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	―所定単位数の163/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7(7割)		(5)(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	―所定単位数の163/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8(7割)		(5)(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	―所定単位数の158/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9(7割)		(5)(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	―所定単位数の142/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10(7割)		(5)(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	―所定単位数の139/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11(7割)		(5)(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	―所定単位数の121/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12(7割)		(5)(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	―所定単位数の118/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13(7割)		(5)(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	―所定単位数の100/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14(7割)		(5)(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	―所定単位数の76/1000 加算	1月につき

第1号訪問事業(独自／定率)サービスコード表			※給付(支給)制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。			旭川市		
※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること			※給付(支給)制限中の給付割合に応じたサービスコードを使用してください。					
※項目に「※」のある単位数を使用する算定を行う場合には、サービスコードの設定が必要になります。 サービスコードの登録は日数を要しますので、事前に市にご連絡ください。								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A3	1201	訪問型独自サービス11(6割)	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176	1月につき	
A3	1205	訪問型独自サービス11日割(6割)		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39	1日につき	
A3	1211	訪問型独自サービス12(6割)	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349	1月につき	
A3	1215	訪問型独自サービス12日割(6割)		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77	1日につき	
A3	1221	訪問型独自サービス13(6割)	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727	1月につき	
A3	1225	訪問型独自サービス13日割(6割)		要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123	1日につき	
A3	1380	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11(6割)	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき	
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割(6割)		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1	1日につき	
A3	1381	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12(6割)		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき	
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割(6割)		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1	1日につき	
A3	1382	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13(6割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37	1月につき	
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割(6割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	1単位減算	-1	1日につき	
A3	1392	訪問型独自業務継続計画未策定減算11(6割)	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき	
A3	※	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割(6割)		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1	1日につき	
A3	1393	訪問型独自業務継続計画未策定減算12(6割)		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき	
A3	※	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割(6割)		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1	1日につき	
A3	1394	訪問型独自業務継続計画未策定減算13(6割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37	1月につき	
A3	※	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割(6割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	1単位減算	-1	1日につき	
A3	1311	訪問型独自サービス同一建物減算11(6割)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		-118	1月につき	
A3	1312	訪問型独自サービス同一建物減算12(6割)		所定単位数の10%減算		-235	1月につき	
A3	1313	訪問型独自サービス同一建物減算13(6割)		所定単位数の10%減算		-373	1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割1(6割)		所定単位数の10%減算			1日につき	
A3	1383	訪問型独自サービス同一建物減算21(6割)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		-176	1月につき	
A3	1384	訪問型独自サービス同一建物減算22(6割)		所定単位数の15%減算		-352	1月につき	
A3	1385	訪問型独自サービス同一建物減算23(6割)		所定単位数の15%減算		-559	1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割1(6割)		所定単位数の15%減算			1日につき	
A3	1386	訪問型独自サービス同一建物減算31(6割)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		-141	1月につき	
A3	1387	訪問型独自サービス同一建物減算32(6割)		所定単位数の12%減算		-282	1月につき	
A3	1388	訪問型独自サービス同一建物減算33(6割)		所定単位数の12%減算		-447	1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割3(6割)		所定単位数の12%加算			1日につき	
A3	1389	訪問型独自サービス特別地域加算1(6割)	特別地域加算	所定単位数の15%加算		176	1月につき	
A3	1390	訪問型独自サービス特別地域加算2(6割)		所定単位数の15%加算		352	1月につき	
A3	1391	訪問型独自サービス特別地域加算3(6割)		所定単位数の15%加算		559	1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス特別地域加算日割(6割)		所定単位数の15% 加算			1日につき	
A3	1321	訪問型独自サービスⅠ 小規模事業所加算(6割)	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		118	1月につき	
A3	1329	訪問型独自サービスⅡ 小規模事業所加算(6割)	所定単位数の 10%加算	所定単位数の10%加算		235	1月につき	

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

※給付(支給)制限中の給付割合に応じたサービスコードを使用してください。

※項目に「※」のある単位数を使用する算定を行う場合には、サービスコードの設定が必要になります。
サービスコードの登録は日数を要しますので、事前に市にご連絡ください。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1337	訪問型独自サービスⅢ小規模事業所加算(6割)		所定単位数の10%加算	373	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割(6割)		所定単位数の10% 加算		1日につき
A3	1351	訪問型独自サービスⅠ 中山間地域等提供加算(6割)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5%加算	所定単位数の5%加算	59	1月につき
A3	1359	訪問型独自サービスⅡ 中山間地域等提供加算(6割)		所定単位数の5%加算	117	1月につき
A3	1367	訪問型独自サービスⅢ 中山間地域等提供加算(6割)		所定単位数の5%加算	186	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割(6割)		所定単位数の5%加算		1日につき
A3	※	虐待防止未実施減算、同一建物減算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算のうち、複数該当する場合(上記表にない場合)				
A3	1231	訪問型独自サービス初回加算(6割)	ハ 初回加算		200単位 加算	200 1月につき
A3	1241	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ(6割)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100 1月につき
A3	1242	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ(6割)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200 1月につき
A3	1230	訪問型独自口腔連携強化加算(6割)	ホ 口腔連携強化加算		50単位 加算	50 月1回限度
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ(6割)	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ(6割)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ(6割)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ(6割)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1(6割)		(5)(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2(6割)		(5)(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3(6割)		(5)(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4(6割)		(5)(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5(6割)		(5)(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6(6割)		(5)(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7(6割)		(5)(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8(6割)		(5)(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9(6割)		(5)(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10(6割)		(5)(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11(6割)		(5)(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12(6割)		(5)(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13(6割)		(5)(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14(6割)		(5)(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算	1月につき

※ 介護職員処遇改善加算Ⅴ1～Ⅴ14については、令和7年3月31日まで算定可能

※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。